

令和7年6月16日

 富士宮信用金庫

オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です



オンラインカジノ

日本国内では**オンラインカジノ**に
接続して**賭博**を行うことは

犯罪

です!

「知らなかった」では
済まされません!

とぼくざい 賭博罪
賭博をした者は、
50万円以下の罰金
又は科料

じょうしゅうとぼくざい 常習賭博罪
常習として賭博を
した者は、3年
以下の懲役

詳細は警察庁
ホームページにて



警察庁・消費者庁

海外で合法的に運営さえしているオンラインカジノであっても、
日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪です。

「有料版」はもちろん、「無料版」や「無料ボーナス（ポイント）」であっても、オンラインカジノは絶対に利用しないでください。

また、「バカラ」「スロット」「スポーツベッティング」等、その名称や内容に関わらず、オンライン上で行われる賭博は犯罪^{※1}です。

なお、当金庫口座でオンラインカジノの疑いがある取引が確認された場合は、その内容を確認させていただいたうえで、普通預金規定に基づき、取引を制限させていただきます。

【警察では、オンライン上で行われる賭博事犯の取締りを推進しています】

1. オンライン上で行われる賭博事犯の検挙事例（警察庁 HP より抜粋）

- (1) 日本国内の自宅において、自宅に設置されたパーソナルコンピューターを使用して、海外の会社が運営するオンラインカジノサイトにインターネット接続し、同サイトのディーラーを相手方として賭博をした顧客を賭博罪で検挙。
- (2) 日本国内の賭客を相手方として、日本国内に賭客の自宅等に設置されたパーソナルコンピューターから、海外に設置されたサーバー上のオンラインカジノサイトにアクセスさせ、金銭を賭けさせていた者を常習賭博、賭客を賭博罪で検挙。
- (3) 日本国内において、海外に設置されたサーバー上のオンライン賭博サイトを運営し、賭客に賭博をさせていた者を賭博開帳図利罪で検挙。
- (4) 海外のオンラインカジノサイト運営者から収納代行を請け負ったように装って、自身が管理する銀行口座に、同カジノサイトへの賭け金を入金させた者を組織犯罪処罰法違反で検挙。
- (5) 海外のオンラインカジノサイト運営者との間でアフィリエイト^{※2} 契約を結び、動画配信サイトなどで海外のオンラインカジノサイトを利用するように勧誘していた者を常習賭博幫助罪で検挙。

※1：賭博罪、常習賭博罪とは

賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料
常習として賭博をした者は、3年以下の懲役

※2：アフェリエイトとは

成果報酬型の広告で、Web サイトやブログで企業の商品やサービスを紹介し、そのリンクから購入や申込みが発生すると報酬が支払われる仕組み。

【関連情報】

金融庁：<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250515/20250515.html>

警察庁：<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>